会

ASBJ、退職給付専門委 ク分担型 再判定等 企業年金 引き続き検討

去る9月8日、企業会計基準

う) 等へのコメント対応が検討 案(以下、「実務対応報告案」とい シュ参照) に引き続き、リスク 分担型企業年金の実務対応報告 20日号(№1457)情報フラッ 員会を開催した。 委員会は第83回退職給付専門委 今回も前回(2016年9月

主な審議事項は次のとおり。

他の退職給付制度からの給付

コメントが寄せられた。 どうかについて明示すべきとの 制度(DC)へ分類されるリスク 分担型企業年金の要件となるか の補填がないことが、確定拠出

捉えて、基準5項の確定給付制 の退職給付制度を一体の制度と リスク分担型企業年金と当該他 度設計されている場合は、当該 額(増額)調整が生じるように制 類される他の退職給付制度にお 給付の増額(減額)調整が生じた いて、おおむね同額の給付の減 スク分担型企業年金において、 「基準」という)5項のDCに分 これに対して事務局より、リ 退職給付会計基準(以下、

> 追記することが提案された。 度(DB)に分類する旨を本文に で、賛否が分かれた。 「一体の制度と捉える」という点 この点、各専門委員の間では、

分類の再判定と移行パターン

り、移行の取扱いを追記する場 とになると考えられ、事務局よ 等に基づいて会計処理されるこ らDBに分類された場合、基準 合の案が次のとおり示された。 分類を再判定した結果、DCか 実務対応報告案5項に基づき

案2:これまで認識されていな

処理する

及する必要はない」と、どららの 案も支持しない声も聞かれた。 分かれており、「稀なケースに言 この点、各専門委員の意見は

案1:新たに基準5項に定める DBを採用したときに準じて、 た額を過去勤務費用とする 務から年金資産の額を控除し 産を新たに認識し、退職給付債 これまで認識されていなかっ た退職給付債務および年金資

かった退職給付債務および年 除した額を一時の損益として 付債務から年金資産の額を控 金資産を新たに認識し、退職給

会

検討 実務対応報告18号の見直 -ASBJ、実務対応専門委

結財務諸表作成における在外子 員会を開催した。 委員会は第91回実務対応専門委 今回は、実務対応報告18号「連 去る9月8日、企業会計基準

見直しについて、検討が行われた。 取扱い」(以下、「18号」という)の 会社の会計処理に関する当面の 主な審議事項は次のとおり。

国内子会社等の取扱いの明確化

社がIFRSまたは修正国際基

能とする)ことが提案され、あ ように見直す(または、適用可 ずれの場合も18号を適用できる

国内子会社または国内関連会

準を適用している場合の連結財 基準を適用する場合」について、 務諸表の作成において、「国内子 検討が行われた。 合」、「国内関連会社がIFRS または国内関連会社が修正国際 を適用する場合」、「国内子会社 会社がIFRSを適用する場 これに対して事務局より、い

	今月の税務	
日 付	項 目	備考・コメント
10月11日(火)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成28年9月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
10月31日(月)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成28年8月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(平成28年7月期) 2カ月延長法人(平成28年6月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(8月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2、5、8、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・2月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(8月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2、5、11月期)	②~⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

外」の削除が提案された。外」の削除が提案された。

修正国際基準との関係

修正国際基準と18号は、IFのがあるため、整合性を図るべ面があるため、整合性を図るべい。

これに対して事務局より、修 エンドースメント手続が終了して エンドースメント手続が終了して に係る基本的な考え方に重要な に係る基本的な考え方に重要な

のれんの非償却

(1)

のリサイクリング処理② その他の包括利益(〇〇一)

公正価値測定の範囲

(3)

(4) 開発費の資産計上

(5) 機能通貨

②における「資本性金融商品の 〇CIオプションに関するノン 〇CIオプションに関するノン リサイクリング処理」、③にお ける「相場価格のない資本性金 融商品への投資(非上場株式)に 耐する公正価値測定」を18号の 修正項目に追加することが提案 修正項目に追加することが提案

するとのことである。 また、今後の18号の1FRS に関する修正項目は、1FRS のエンドースメント手続と連動

H

用指針と分けて先に公開草法人税等会計基準、税効果適

案へ -ASBJ

準委員会を開催した。 委員会は第344回企業会計基準 会員会は第344回企業会計基準

"利確定条件付き有償新株予約権

た有償新株予約権」に分けて、 (№1456)情報フラッシュ参 (№1456)情報フラッシュ参 無)を踏まえ、「①勤務条件と業 照)を踏まえ、「①勤務条件と業 に)の議論(2016年9月10日号

検討が行われた。

反証する場合には、過去の報酬 ・国立の提供に対する対価と ・コン会計基準の適用範囲に含 ・ロて報酬費用を認識することと されている。ただし、②につい されている。ただし、②につい されている。ただし、②につい されている。ただし、②につい されている。ただし、②につい では、企業が付与日以前の過去 の労働サービスの提供に対する が価として付与していることを 対価として付与していることを

可能性の確保にある。

東芝は、優良子会社の東芝メ東芝は、優良子会社の東芝メ 東芝は、優良子会社の東芝メ 円(税引後)を計上した。キャノ 円(税引後)を計上した。キャノ ンへの直接の売却でないことから 子会社株式の売却益の2016年 3月期の計上の妥当性については 議論を呼んでいるが、今回はそれを取り上げるのではない。日本基準にはない非継続事業の考え方が今回の話題である。

じ企業の年度間の損益」の比較 芝メディカルシステムズの株式の 社(以下、「東芝メディカル等」と の2016年に売却された子会 は、2015年3月期と2016 業からの損益表示の目的は、「同 を計上している。この非継続事 を設定し、2015年3月期は いう)に関する損益)という科目 年3月期の連結損益計算書に 売却益約3、800億円を含む 月期は3、709億円の利益(東 326億円の損失、2016年3 (東芝メディカルシステムズなど 非継続事業からの当期純利益 米国基準を適用している東芝

がら、東芝メディカル等の損益はル等に関する損益が含まれているが、来年度(2017年3月期)の連結損益計算書には、当然なの連結損益計算書には、当然なの連結損益計算書には東芝メディカル等に関する損益が含まれてい



等の損益の純額は1行(非継続等の損益の純額は1行(非継続事業からの当期純利益)として表示され 計上され、「継続事業からの当期 計上され、「継続事業からの当期 計上され、「継続事業からの当期 計上され、「継続事業からの当期 計上され、「継続事業からの当期 計上され、「継続事業からの当期 計上され、「継続事業からの当期

益」の表示は要求されず、「注記し、「非継続事業からの当期純利し、「非継続事業からの当期純利用が注記での場がはいる。しかいいいの。」といい、「非様には、東芝メディカ

にとって大きな違いとなる。の表示」は、財務諸表の利用者での開示」と「財務諸表の本体で

同様の開示が要求されている。 の仮定の数値はプロ・フォーマと の公正取引委員会はキヤノンの なる。ちなみに、日本基準でも 12月決算))と比較できることに じて損益計算書に含まれる年度 ルシステムズの損益が1年間を通 売上高や利益は、東芝メディカ 呼ばれる。このプロ・フォーマの 会社として連結した場合)。こ に東芝メディカルシステムズを子 認され、キヤノンが2016年中 での競争法の審査が終了して承 買収を承認したが、その他の国 注記で開示することになる(日本 得日ではなく、期首(2016年 カルシステムズの株式を実際の取 業結合会計に従って、東芝メディ ムズの損益を含めた連結の数値 ているキヤノン(12月決算)は、企 を取得した、米国基準を採用し (2017年12月期(キヤノンは た場合の、東芝メディカルシステ 1月1日)に取得したと仮定し (売上高、当期純利益など)を 一方、 東芝メディカルシステムズ

大学院特任教授)
とて、来年の東芝の売上高、純利益は増加するのだろうか。見守のできたいところである。
と谷川 茂男(中央大学専門職長谷川 茂男(中央大学専門職

識することとされている。 として、報酬費用を付与日に認

理が示された。 局で検討を行い、次のような整 らかではない。そのため、事務 ション会計基準では必ずしも明 報酬費用を付与日に認識する場 合の取扱いは、ストック・オプ この点、過去の報酬として、

の見積数を見直した期の費用 後の数によった公正な評価額 見積数について見直し、見直し 場合、権利不確定による失効の 性が高くなったと判断される して一時に認識する。 積数を考慮する。

当該公正な評 は、権利不確定による失効の見 額を算定する。新株予約権の数 約権の数を乗じて公正な評価 な評価単価に付与した新株予 に計上した額との差額は、失効 して計上すべき額と、それまで に基づきその期までに費用と を差し引いた額を、報酬費用と 価額から発行に伴う払込金額 業績条件が達成される可能

税効果会計

として計上する。

られている。 計基準・適用指針の検討が進め ASBJでは、次の3つの会

1 の適用指針」(個別税効果実務 「税効果会計に係る会計基準

> 指針、連結税効果実務指針、 効果Q&Aの移管)

- ② 「中間財務諸表における税効 果会計に関する適用指針」(中 間税効果実務指針の移管)
- 保証実務委員会実務指針63号 等に関する会計基準」(監査・ 「法人税、住民税及び事業税

税

これらは本来同時に公表する

議も進んでいることから、分離 論がまとまり次第、公開草案が 同する意見が聞かれており、議 から提案された。委員からも替 して手続を進めることが事務局 予定であったが、③は文案の審

1

新株予約権の付与時に、公正

9月のASAF会議 の対

案、検討—ASBJ、ASAF対応専門委 去る9月7日、企業会計基準

門委員会を開催した。 委員会は第45回ASAF対応専 今回は、9月29日にロンドン

対応を検討した。予定されてい で開催予定のASAF会議への る議題は、次のとおり。

(1) 料金規制対象活動

- (2) ・測定―EFRAGペーパー 概念フレームワーク
- 測定――ASBスタッフによ
- BJペーパー

財務業績と測定の連携―AS

- その他の包括利益
- (3) 事業の定義
- **(4**) トの近況報告とASAF会議 **IASBによるプロジェク**
- 5 実行可能性調査(Feasibility Studies)

公表される見込み。

(6) **(7**) および開示に関する取組み 各国基準設定主体との協働 各国基準設定主体との協働

測定|EFRAGペーパー

がなされている。事務局は、E 定基礎の選択方法などのガイダ 持する分析を示した。 FRAGペーパーの方向性を支 を明確に区別すべき」等の指摘 財務業績の計算書に有用なもの 財政状態計算書に有用なものと 務報告に関する概念フレーム パーでは、IASB公開草案「財 ついて議論される予定。同ペー ンスを記載することによって、 両方を報告するために有用な測 して、「企業の財政状態と業績の ワーク」の測定基礎の選択に関 および概念フレームワーク」に EFRAGが作成した「測定

よる提案

る際に、測定基礎が財政状態計 案において、測定基礎を選択す ついて議論される予定。改訂文 慮する要因に関する改訂文案に た、測定基礎を選択する際に考 IASBスタッフが作成し

間で意味内容の理解が異なって 示すべき」といった分析を示し の測定基礎という場合、関係者 て、事務局は「財務業績計算書 ことが重要としている点につい おいて生み出す情報を考慮する レームワークにおいて意味を明 いる可能性があるため、概念フ

算書と財務業績計算書の両方に

「ード策定をめぐる論点、検

金融庁、監査法人GC検討会

2の検討が行われた。 が次のとおり示され、 う) 策定をめぐる主な論点(案) ス・コード(以下、「コード」とい プ取締役)を開催した。 ㈱みずほフィナンシャルグルー ドに関する有識者検討会(以下、 回監査法人のガバナンス・コー 「検討会」という)(座長:関哲夫・ 今回は、監査法人のガバナン 去る9月12日、金融庁は第2

2 執行およびガバナンス機関

3 業務運営

説明責任

5

その他

る適正な職業的懐疑心の発揮、 会計監査の確保」、「監査人によ 具体的な項目として「適正な

> とであり、ここで議論すべき」 的ではなく、コードの大前提と 高い職業倫理・独立性の保持に との見解を示した。 う役割を担っているかというこ 意見が出されたが、関座長は れらに関してメンバーから、「目 確保」が盛り込まれている。こ よる会計監査の品質・信頼性の 「監査法人が組織としてどうい しての位置づけなのでは」との

との意見が聞かれた。 法人内・外に分けて考えるべき れており、これに関しては監査 文化の保持」との項目も挙げら 十分なコミュニケーション)な また、「開放的(内外における

むべきとの意見も聞かれた。 や、項目に「人材育成」も盛り込 象的になってしまうという意見 ての議論を深めないとコードが抽 その他、「高品質な監査」につい 1

企業が、より多くのリスク管

理活動のためにヘッジ会計を

執行およびガバナンス機関

外部の視点を取り入れることに

る。これらに関してメンバーから メンバーに対する適切な情報提 第三者の関与」、「外部の第三者 メントの専門家ではない」として、 供、サポート」が盛り込まれてい 査法人の運営に対する外部の 具体的な論点項目として「監 「監査法人は必ずしもマネジ

た。 肯定的な意見が聞かれた。 トが重要だとの意見が聞かれ のために人事体制のマネジメン それに賛同する声や、構造改革 に関するもの」との発言もあり、 査法人の組織としての構造改革 関座長からは、「コードは、

国際会計

テリバティブとヘッジに関する

ASU案、公表一FASB

財務諸表によりよく示し、実務 業のヘッジ活動の経済的な結果を の目標としていた改善」を公表 ク85): ヘッジ活動のための会計 草案「デリバティブとヘッジ(トピッ 基準アップデート(ASU)の公開 化することである。 ジ会計のガイダンスの適用を単純 で問題が存在している分野のヘッ した。本ASU案の目的は、企 次のとおりである。 去る9月8日、FASBは会計 主な変更は

3 の影響を調整するために、強化 ・「ヘッジ手段」の公正価値の変動 ヘッジの結果の透明性、比較可 した開示と表示の変更により、 能性、理解可能性を高める を、「ヘッジ対象」の損益影響が 示される損益計算書の科目と

物のヘッジ会計を拡大する 融リスクと金融リスクの構成 行うことを認めるために、非金

ヘッジの非有効性の個別の

ことで、ヘッジの結果の作成と 測定と報告の要求を削除する

理解の複雑性を減少させる

同じ科目で表示する要求

「ヘッジ手段」と「ヘッジ対象」 キャッシュ・フロー・ヘッジ チは発生するが、別個に報告さ の価値の変動の間のミスマッ

きに損益にリサイクリングさ 対象」が損益に影響を与えると は「その他の包括利益累計額」 ジ手段の価値のすべての変動 として繰り延べられ、「ヘッジ 有効性の評価に含まれるヘッ と純投資のヘッジについては

「ヘッジ手段」と「ヘッジ対象

金利リスクの公正価値ヘッジに シス・アジャストメントに関 おいて、償却される残余のベー するより多くの情報を投資家 活動の開示の変更 に提供する新しい開示の要求

で、ヘッジ会計を適用する費用 評価の方法を単純にすること と複雑性を減少させる 実施するヘッジの有効性の

示のしかたなどで異なって FRS9号のヘッジ会計とは 価値の変動の損益計算書での表 したことや「ヘッジ対象」の公正 ヘッジの非有効性の概念を消去 る部分はあるが、本ASU案が 結果として同様な会計処理とな コメント期限は、11月11日で 本ASU案のヘッジ会計とⅠ

・個々の損益計算書科目へのヘッ ヘッジ会計の目的を達成するた めに設定された定量的なヘッ ための、現在の表形式のヘッジ ジ会計の影響に焦点を当てる

ジのゴールに関する新しい定 性的な開示の要求

4

理用語の豆知識

の特定の一度限りの移行規定が

て適用される。また、いくつか 定は、原則として、将来に向かっ た開示と新しいヘッジ戦略の指 ただし、新しい開示・変更され 修正遡及法により適用される。

監査上の重要な発見事項

ある。適用日は未定であるが

監査上の重要な発見事項について監査役等とコミュニ -ションを行わなければならないとされている。 具体的に は、①会計方針、会計上の見積りおよび財務諸表の開示を 含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについ て監査人の見解、②監査期間中に困難な状況に直面した 場合はその状況、③監査の過程で発見され、経営者と協 議したかまたは経営者に伝達した重要な事項、④経営者が 要請した経営者報告書の草案、⑤監査の過程で発見され、 監査人が、職業的専門家としての判断において財務報告プ ロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断した その他の事項が挙げられている。

経営者との協議事項または伝達した重要な事項の例とし ①会計年度中に発生した重要な事象または取引、②経 営者の見解と相違がある重要な事項(当初は見解の相違が あったが、追加的な関連する事実等により事後的には解決 したものは除く)がある。

サイバーセキュリティ対応



サイバーセキュリティは、サイバー空間を対象としたセキュ リティの考え方のことであり、サイバー空間は、各種デバイス、 コンピュータ、ネットワークその他の電子化された世界である ことから、電子化された情報資産がその保護対象となる。

サイバーセキュリティ対応を行う際に検討すべき事項とし て、①職員等向け教育研修の実施状況・内容の確認・見 直し、②内部管理体制の確認・見直し、③事案発生時の 対応方法の確認・見直し、④情報の整理・所在の見直し、 ⑤通信記録(ログ)の取得・分析等、が挙げられる。①は、 教育研修が不十分であると情報セキュリティに対する意識が 希薄になり、情報漏洩のリスク等が非常に高くなると考えら れることから外部内部環境の変化に合わせた定期的な教育 研修の実施が必要であるとされている。 ②は、経営者、情 報セキュリティ担当者等が果たすべき役割を認識し実行する ことが重要であるとされている。

この10日間に公主・公本された経理関係重要注目等

この10日间に公衣・公布と11/2社住民床里安広院寺					
日 付	法 規 等	出所	備考	掲載号	
2016年9月8日	ASU公開草案「デリバティブと ヘッジ(トピック815): ヘッジ 活動のための会計の目標とし ていた改善」		ヘッジの結果の透明性、比較可能性、理解可能性を高めるなど、企業のヘッジ会計の経済的な結果を財務諸表によりよく示し、また、実務で問題のある分野におけるヘッジ会計のガイダンスの適用を単純化するもの。コメント期限は、2016年11月11日まで。http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176168427518	情報フラッシュ	

まりを象徴するものである。 こと自体、日銀の政策の行き詰 購入といったテーマが話題になる リコプターマネーやこうした外債 念頭にあったようだが、やはりへ う。国債の大量買入れの限界も 各国の理解は得られないだろ たとしても、米国をはじめG7 為替介入の目的を日銀が否定し り、現実的な政策とはいえず 入を目的とする場合は違法であ

界的にディスインフレの流れが は相手国がある問題であり、 は根強い。ただ本来、為替市場 日銀による円安誘導策を望む声 議論になったことがあり、政府 氏が日銀総裁に就任する前にも 日銀による外債購入は、黒田

(転換) よりも求められる

外

債

肢」としている。 日銀が外債を買うことも選択 く「もう少し穏やかな形として、 ではあるが、米国の理解が得難 な変動には、市場介入すべき 正常化」を主張し、「為替の過度 氏は、政府による「為替市場の 社のインタビューである。浜田 浜田宏一内閣官房参与への通信 上している。発端は8月30日の 日銀が外債を購入する案が浮

が否定しているように、為替介 外債購入は、のちに安倍首相

問題を常に抱えている。こうし 競争に歯止めがかからなくなる 的な政策だ。 安誘導を行うこと自体、非現実 たなかで、日本だけの事情で円

原油価格の下落、消費税率引上 成できていない理由について、 の講演で、2%の物価目標を達 げ後の需要の弱さ、新興国経済

日銀の中曽副総裁が9月8日

強まる状況下で、自国通貨安の

いえなくなる。 ため未達成になっている、とは 現状の日銀の緩和策について、 る。これだけ理由が重なると、 市場の不安定な動きを挙げてい 本来有効だが特殊要因があった

の経済政策を改める時である。 フレ派が主張する金融政策偏重 つからなくとも、緩和縮小、 ても、リスクはそのまま残って ターンの異次元の金融緩和策で 口政策の議論を早急に始め、 いる。したがって、代替案がみ もともとハイリスク・ハイリ リターンが望めなくなっ

異次元緩和政策はどうなるか?

半の株式市場を巻き込んでい とがあり得る。日本株は円高に はっきりと動けば、世界の株価 場に影響されるため、円相場が る。米市場の気迷いは世界の大 状態に陥り、上下動を続けてい される8月の雇用統計は微妙な なれば下落し、円安であれば上 の大勢とは違った動きとなるこ る。ただ、日本の株価は為替相 結果だった。株式市場は気迷い に実施されるのか、判断材料と アメリカの金利引上げは9月

たらすため、日本の株式市場は 米利上げはドル高・円安をも

> 検証」の結果を公表するとして での金融緩和政策の「総括的な 際、異次元緩和という、これま 金融政策決定会合を開く。その ている。その日銀は9月下旬に 確かなものになることを期待し なる金融緩和策を進め、円安が 米利上げに連動して日銀がさら

> > のではなかろうか。

的不満の高まりを警戒している

安、株高をもたらし喝采を浴び たり放たれた。 1、2回目は円 決断で決定されてきた。いわゆ 場の意表を突く形で黒田総裁の 銀の異次元緩和政策は、株式市 る「黒田バズーカ砲」は4回にわ アベノミクスの主軸である日 うな策を考えてほしいものだ。 あれば、その点を改善させるよ 国債や銀行預金に比べると隔絶 平均配当利回りは2%に近く、 のに株式配当を目指す株式投資 きない。一方、マイナス金利な 金融緩和政策に限界はないので 何を警戒しているのだろうか した高さにある。国民は株式の である。現在、一部上場企業の の動きが強まらないのは不思議 不満がもれてきたことは軽視で 特にマイナス金利になって以 銀行や金融資産運用業から

の減速とそのもとでの国際金融 金利に踏み込んだところ、円高 たが、3回目は初めてマイナス

期を先延ばし続けてきたことへ 株安となり、失望感が広がった。 政策に限界はないとしている。 利の3つの次元による金融緩和 することのベネフィットは大き でなくても注目せざるを得ない。 して、さらにこれからの政策スタ 容に乏しく効果がなかった。 の責任追及、金融政策への国民 しかし、本音では目標達成の時 いと発言しており、量・質・金 目標」をできるだけ早期に実現 目標である2%の「物価安定の ンスに触れるのか、市場関係者 かで、日銀がどのような総括を 4回目は7月に放たれたが、 異次元緩和政策の限界は明ら 黒田総裁は、アベノミクスの

8